

第3章 第3次計画の基本的な考え方

1 基本理念

**所沢市のすべての子どもが、
あらゆる機会とあらゆる場所において、
自主的に読書活動を行うことができるようにします。**

読書は、子どもが心身ともに健やかに成長するために必要不可欠です。

しかし、インターネットやスマートフォン等の情報メディアが急速に普及し、子どもをとりまく生活環境や価値観が多様化するなか、子どもが自ら本に触れ、読書の楽しみを知ることは難しくなっています。

子どもが自主的に読書活動を行うことができるようになるためには、家庭・学校・地域等がそれぞれの役割を果たしながら読書環境を整備し、子どもの読書活動への理解や関心を高めるなど、さまざまな立場で子どもに関わる大人の助けが必要です。

そこで、本計画は、前章で挙げた第2次計画期間における課題を踏まえつつ、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の精神にのっとり基本理念に基づいて子どもの読書活動の推進に努めます。

イラスト

2 基本方針

基本理念の実現に向け、第3次計画では、次の3つのことを基本方針として、各組織が取り組みの具体化、明確化を図るため「家庭・地域」「保育園・幼稚園」「学校」「図書館」に分けてさまざまな施策に取り組んでいきます。

I 子どもの読書環境の整備・充実

読書のきっかけとなる場や本に親しむ機会を提供することで、全ての子どもが自ら進んで読書を行う習慣を身につけることができるよう、読書環境の整備と充実を図ります。

II 学校・地域等の連携による推進体制の整備

子どもをとりまく学校・地域等の関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力することで、社会全体が一体となって子どもの自主的な読書活動を推進するための体制を整備します。

III 子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発

子どもだけでなく、保護者をはじめとするまわりの大人に対しても、子どもの読書活動に対する理解を深め、関心を高めるために、さまざまな普及・啓発活動を実施します

3 計画の体系

| |
|-------------------------------------|
| 1 家庭・地域での推進 |
| I 子どもの読書環境の整備・充実として |
| (1) 家庭における読書活動の推進 |
| (2) 地域における読書機会の提供・充実 |
| (3) 身近に本のある環境づくり |
| II 学校・地域等の連携による推進体制の整備として |
| (1) 生涯学習施設・保健施設等との連携 |
| (2) 地域団体・ボランティア等との連携 |
| III 子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発として |
| (1) 読書活動の啓発・広報 |
| 2 保育園・幼稚園での推進 |
| I 子どもの読書環境の整備・充実として |
| (1) 保育園・幼稚園における読書機会の提供・充実 |
| (2) 身近に本のある環境づくり |
| II 学校・地域等の連携による推進体制の整備として |
| (1) 子どもの読書に関わる人材の育成 |
| III 子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発として |
| (1) 読書活動の啓発・広報 |
| 3 学校での推進 |
| I 子どもの読書環境の整備・充実として |
| (1) 学校における読書機会の提供・充実 |
| (2) 身近に本のある環境づくり |
| (3) 学校図書館の機能充実 |
| II 学校・地域等の連携による推進体制の整備として |
| (1) 子どもの読書に関わる人材の育成 |
| (2) 松井小学校図書館と地域の連携 |
| III 子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発として |
| (1) 読書活動の啓発・広報 |
| 4 図書館での推進 |
| I 子どもの読書環境の整備・充実として |
| (1) 図書館における読書機会の提供・充実 |
| (2) 図書館の機能充実 |
| II 学校・地域等の連携による推進体制の整備として |
| (1) 図書館利用教育の推進 |
| (2) 学校図書館への支援 |
| (3) 推進体制の整備 |
| (4) 子どもの読書に関わる人材の育成 |
| III 子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発として |
| (1) 読書活動の啓発・広報 |
| (2) 優良な図書の普及 |